

清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、村民自らが所有し居住する木造住宅の耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震相談 村が実施する木造住宅耐震相談をいう。
- (2) 耐震診断 「わが家の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会編集）」に基づく一般診断法による木造住宅についての耐震性の診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 神奈川県木造住宅耐震実務講習会を修了した者、又は同等の技術を有する者と村長が認めた者をいう。
- (4) 名簿 第12条第1項の規定に基づき耐震診断技術者が登載された清川村耐震診断技術者名簿をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号の全てに該当する木造住宅に対する耐震診断とする。

- (1) 村民自らが所有し居住するもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の専用住宅、二世帯住宅又は店舗兼用住宅であるもの。
- (3) 木造在来工法で建築されたもの（枠組壁工法又はプレハブ工法によらないもの）。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 村税等を滞納している者が行う場合
- (2) この要綱により既に補助金の交付を受けている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が補助の対象とすることを特に不相当と認めた場合

(補助金額)

第4条 補助金の額は、耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の4分の3を乗じた額とし、75,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産税家屋評価証明書又は建築年度を証明するもの
- (2) 耐震診断に係る見積書の写し
- (3) 承諾書（第2号様式）

(交付の決定)

第6条 村長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の内容を審査及び調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付すると決定した者（以下「申請者」という。）に対して、木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（第3号様式）により

通知するものとする。

(交付内容の変更等)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、木造住宅耐震診断費補助金交付変更(取下)申請書(第4号様式)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の内容変更等のできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から30日を経過する日までとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を取り消したときは、清川村木造住宅耐震診断費補助金交付取消通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、耐震診断完了後、速やかに木造住宅耐震診断費補助金実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる関係書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書

(2) 領収書の写し

(3) 請求書(第7号様式)

(4) その他村長が必要とする書類

(補助金の交付)

第10条 村長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 村長は、第8条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部について、期限を定めてその返還を命じることができる。

(清川村耐震診断技術者名簿)

第12条 村長は、耐震相談及び耐震診断を実施するため、耐震診断技術者名簿を作成し、耐震診断技術者を名簿に登載するものとする。

2 名簿に登載しようとする耐震診断技術者は、耐震診断技術者名簿登載申請書(第8号様式)を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項の規定による登載申請を受けたときは、その内容を審査し、登載することを決定したときは、清川村耐震診断技術者名簿登載通知書(第9号様式)により提出した者に通知するものとする。

4 耐震診断技術者は名簿登載の内容に変更が生じた場合は、耐震診断技術者名簿登載内容変更届(第10号様式)を村長に提出しなければならない。

(名簿登載の取り消し)

第13条 村長は、登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、名簿への登載を取り消すことができる。

- (1) 登載の取消しを申し出たとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により名簿への登載をしたとき。
- (3) その他村長が不相当と認める事由が生じたとき。

(名簿の公表)

第14条 村長は、耐震診断を受けようとする者に耐震診断技術者名簿を公表するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年清川村告示第25号)

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年清川村告示第30号)

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年清川村告示第19号)

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年清川村告示第16号)

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正前の清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の規定により交付された補助金については、従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

清川村木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

年 月 日

清川村長様

住所 清川村

申請者氏名

電話番号

清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

建築物の所在地		清川村			
建築物概要	敷地面積	m ²			
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 店舗兼用住宅			
	階数	階建て（地下の有無 有・無）			
	面積	1階	m ²	2階	m ² 延べ面積 m ²
	建築年月	昭和 年 月ごろ			
	耐震診断予定日	年 月ごろ			
耐震診断費用		円（消費税及び地方消費税を除く額）			
交付申請額		円（千円未満切り捨て・上限75,000円）			
添付書類		(1) 固定資産税家屋評価証明又は建築年度を証するもの (2) 承諾書（第2号様式） (3) 耐震診断に係る見積書の写し (4) その他（ ）			

承 諾 書

年 月 日

清川村まちづくり課長 様

住 所 清川村

氏 名 ⑩

清川村木造住宅耐震診断費補助金の交付申請にあたり、貴職が次のとおり確認及び
閲覧することについて承諾します。

- 1 清川村に納めるべき納付金の納付状況の確認
- 2 清川村が管理する固定資産課税台帳の閲覧

様

清川村長

清川村木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

建築物の所在地	清川村
建築物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 店舗兼用住宅（ ）
補助金額	円
交付条件	<p>1 申請内容について変更する場合又は申請を取り下げようとする場合は、速やかに村長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 清川村補助金等の交付に関する規則に定めるもののほか、清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の定めに従うこと。</p> <p>3 この補助金を他の用途に使用し、又は補助条件、村長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付を取り消すことがあります。</p> <p>4 耐震診断が終了したときは、速やかに木造住宅耐震診断費補助金実績報告書を村長に提出しなければならない。ただし、実績報告書が適当と認められない場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。</p> <p>5 その他</p>

第4号様式（第7条関係）

清川村木造住宅耐震診断費補助金交付変更（取下）申請書

年 月 日

清川村長様

住所 清川村

申請者氏名

電話番号

年 月 日付け 清まち第 号をもって交付決定のありました清川村木造住宅耐震診断費補助金について、清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更（取下）したいので申請します。

申請の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取下げ	
変更の内容	変更前	変更後
変更又は取下げの理由		

※取下げの場合は、理由のみ記載をしてください。

清まち発第 号
年 月 日

様

清川村長

清川村木造住宅耐震診断費補助金交付取消通知書

年 月 日付け 清まち第 号をもって交付決定した清川村木造住宅耐震診断費補助金について、次のとおり取り消すので通知します。

建築物の所在地	清川村
取り消し理由	
備 考	

第6号様式（第9条関係）

清川村木造住宅耐震診断費補助金実績報告書

年 月 日

清川村長様

住 所 清川村

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 清まち第 号をもって交付決定のありました清川村木造住宅耐震診断費補助金について、清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

建築物の所在地	清川村
耐震診断実施日	年 月 日
耐震診断実施費用	円（消費税及び地方消費税を除く額）
備 考	
添 付 書 類	(1) 耐震診断結果報告書 (2) 領収書の写し (3) 請求書（第7号様式） (4) その他村長が必要とする書類

第7号様式（第9条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">請 求 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">清 川 村 長 様</p> <p style="margin: 10px 0;">住 所 清川村</p> <p style="margin: 10px 0;">氏 名 ㊟</p> <p style="margin: 10px 0;">電話番号</p> <p style="margin-top: 20px;">木造住宅耐震診断費補助金について、次のとおり請求します。</p>	
--	--

請求金額	円						
振込先 金融機関名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: right;">銀行</td> <td style="width: 40%;">本・店</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">農協</td> <td>支・所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">金庫</td> <td>出張所</td> </tr> </table>	銀行	本・店	農協	支・所	金庫	出張所
銀行	本・店						
農協	支・所						
金庫	出張所						
口座の種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
フリガナ 口座名義人	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>						
口座番号							

第8号様式（第12条関係）

清川村耐震診断技術者名簿登載申請書

年 月 日

清 川 村 長 様

清川村耐震診断技術者名簿に登載したいので、清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第12条第3項の規定により申請します。

フリガナ 氏 名	
住 所	〒 ー
電 話 番 号	
勤 務 先 名	
勤 務 先 住 所	〒 ー
勤務先電話番号	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 神奈川県木造住宅耐震診断講習会修了証の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）

清川村耐震診断技術者名簿登載通知書

年 月 日

様

清川村長

年 月 日付けで申請のありました清川村耐震診断技術者名簿への登載については、次のとおり決定したので清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	
登 録 番 号	号
備 考	

清川村耐震診断技術者名簿登載内容変更届

年 月 日

清 川 村 長 様

住 所

氏 名

電話番号

清川村木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第12条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出区分	<input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> その他の変更（ ）	
変更の内容	新	
	旧	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		